

## 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」対象事業者の排出量の状況について

「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」に基づき、事業者から提出された令和5(2023)年度実績報告の概要は次のとおりである。

### 1 制度の概要

#### (1) 目的

県内の温室効果ガス大量排出事業者が、自らの排出量を認識することで、事業者の自主的な削減に向けた取組を促し、温室効果ガスの削減を図る。

#### (2) 計画及び報告

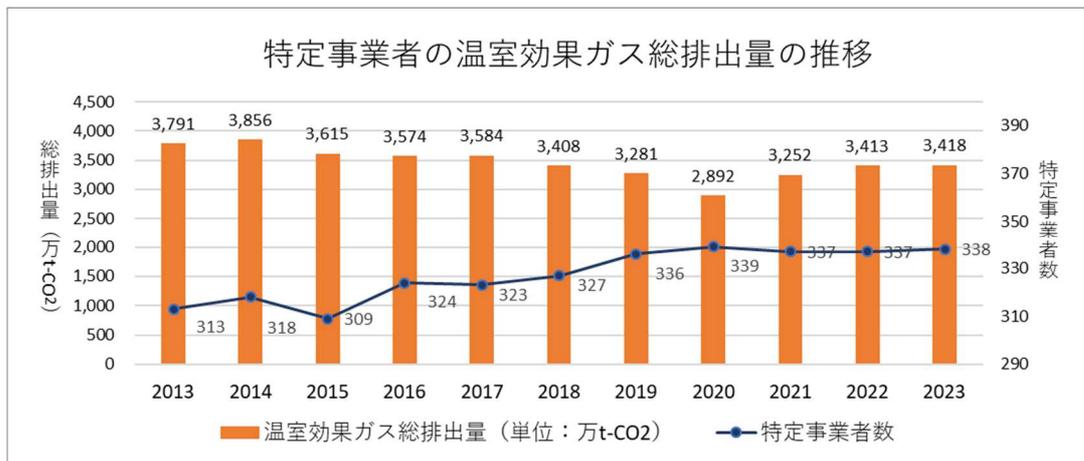
対象事業者は、5年以内を期間とする温室効果ガス排出削減計画を提出するとともに、毎年度の温室効果ガス排出量等を報告し、県は、この削減計画と排出量報告を取りまとめ、ホームページ等で公表する。

#### (3) 対象事業者(特定事業者)

- ・エネルギー使用量の合計が原油換算 1,500k1/年以上の事業者
- ・バス、トラック 100 台、又はタクシー250 台以上の車両を有する運輸事業者
- ・メタン等排出量合計が 3,000 t-CO<sub>2</sub>以上の事業者

### 2 特定事業者の令和5(2023)年度総排出量の状況及び推移

令和5(2023)年度		対前年度 増減率
特定事業者数	温室効果ガス総排出量	
338 (うち新規4)	3,418万t-CO <sub>2</sub>	+0.1%



### 3 令和5(2023)年度排出量増減の要因

#### ○増加要因の主なもの

- ・経済状況の回復等による生産量の増加
- ・国の法令改正による制度見直しにより、非化石燃料が算定対象となったこと 等

#### ○減少要因の主なもの

- ・設備更新等によるエネルギー効率の向上
- ・排出係数が低い電力会社への変更 等